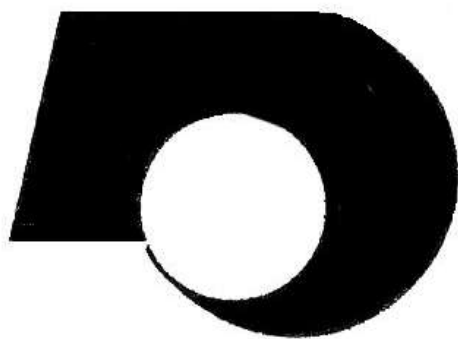


熊本県 労働委員会年報

令和4年版
(2022年版)



熊本県労働委員会事務局

ま え が き

労働委員会は、労働組合法に基づき昭和 21 年（1946 年）3 月に集団的労使紛争を解決するための行政委員会として設置されました。

以来、不当労働行為の審査、労働争議の調整、さらに個別労働関係紛争のあっせんを中心に労使間の紛争に関わり、労使関係の安定のための重要な役割を果たしてきました。

本県労働委員会では、労働問題に深い知見を有した、公益、労働者、使用者を代表する委員の三者構成という特色を生かし、関係機関との連携を図りながら、丁寧かつ迅速に、労使双方が納得のいく紛争解決を目指して取組みを進めております。

この年報は本県労働委員会の令和 4 年（2022 年）1 月から 12 月までの活動状況を取りまとめたものです。本誌により、県民の皆様は労働委員会の活動についての御理解を深めていただくとともに、今後の労使問題解決の一助となれば幸いです。

令和 5 年（2023 年）3 月

熊本県労働委員会事務局長

目 次

第1章 県内の経済・労働情勢の概要	1
第2章 労働委員会の概要	3
第1節 委員	4
第2節 あっせん員候補者	7
第3節 事務局	8
第3章 不当労働行為の審査	9
第1節 不当労働行為事件取扱いの概要	10
第2節 不当労働行為事件の概要	12
第3節 物件提出命令及び証人等出頭命令	12
第4節 再審査事件	12
第5節 行政訴訟事件	12
第4章 労働争議の調整	13
第1節 調整事件取扱いの概要	13
第2節 調整事件取扱状況一覧表	15
第3節 争議行為の予告通知及び発生届	15
第5章 個別労働関係紛争のあっせん	17
第1節 個別労働関係紛争のあっせん取扱いの概要	17
第2節 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況一覧表	22
第6章 労働組合の資格審査	24
第1節 労働組合資格審査の概要	24
第2節 労働組合資格審査状況一覧表	25
第7章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示 ...	26
第8章 労働委員会の会議等	28
第1節 会議	28
1 総会	28
2 公益委員会議	33
3 連絡協議会、連絡会議等	35
第2節 労働判例研究会	43
第3節 個別労働関係紛争処理制度の周知	44
資 料	
1 年別不当労働行為事件取扱件数	48
2 年別調整事件取扱件数	50
3 年別個別労働関係紛争のあっせん取扱件数	55
4 年別労働組合資格審査処理件数	56

第1章 県内の経済・労働情勢の概要

1 経済情勢

熊本県内の景気は、持ち直している。先行きについては、海外の経済動向や原材料価格等の上昇、感染症の趨勢等の影響を注視していく必要がある。

雇用・所得情勢をみると、改善の動きがみられている。

[日本銀行熊本支店 2023年2月6日付「熊本県の金融経済概観」から抜粋]

2 有効求人倍率・完全失業率の推移

		R3年度	R4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人倍率	熊本県	1.35	1.37	1.39	1.46	1.47	1.41	1.44	1.44	1.43	1.38
	全国	1.16	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34	1.35	1.35	1.35
全国完全失業率(%)		2.8	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5

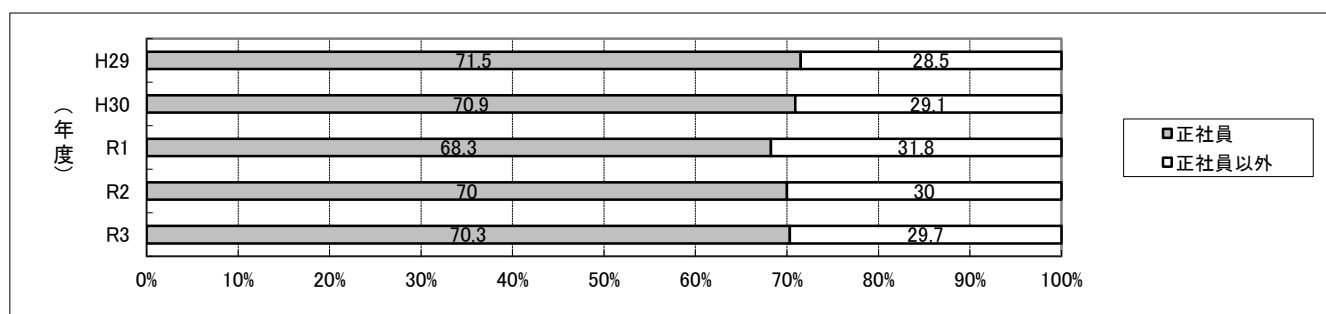
[熊本労働局「一般職業紹介状況」、総務省統計局「労働力調査」]

3 県内の令和5年3月高校新卒者の就職内定率（令和4年12月末現在）

	男女計	男子	女子
就職内定率	89.5%	90.5%	88.0%
対前年同期比	-1.1	-1.0	-1.2

[熊本労働局「県内新規高等学校卒業予定者の職業紹介状況」]

4 就業形態



[熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査報告書」]

5 労働組合の組織状況

	R3年	R4年	増減
労働組合数	654	641	-13
労働組合員数	75,968人	75,047人	-921
推定組織率（労働組合員数／雇用者数）	10.3%	10.1%	△0.2%

[熊本県労働雇用創生課「熊本県労働組合基礎調査」]

6 労働相談の状況

本県では、「熊本県しごと相談・支援センター」において労働相談を実施しており、労働者、使用者双方からの様々な労働問題に関する相談に対し、労働法規や判例の情報提供、その他相談者が自主的に問題解決を図ることができるよう助言を行っている。

令和4年(2022年)の相談件数は1,111件で、うち労働者からの相談が1,068件となっており、大半を占めている。また、相談内容では、最も多いのが賃金や退職などの労働条件に関することで、54%を占めている。

[熊本県しごと相談・支援センター調べ]

7 本県の最低賃金

地域別	最低賃金額(時間額)	効力発生日
熊本県最低賃金	853円	R4.10.1

特定(産業別)	最低賃金額(時間額)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896円	R4.12.15
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	931円	R4.12.15
百貨店、総合スーパー	855円	R4.12.15

[熊本労働局]

第2章 労働委員会の概要

都道府県労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第19条の12の規定により設置されている行政委員会であり、地方自治法第180条の5に規定する都道府県の執行機関である。

主な業務は、不当労働行為の審査、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、労働組合の資格審査などである。また、本県においては、個別労働関係紛争のあっせんについて、平成15年度（2003年度）から知事の委任を受けて労働委員会が実施している。

令和4年(2022年)における各業務の取扱件数は次のとおりである。

ア 不当労働行為の審査 単位：件

取扱件数			終結件数				翌年繰越
前年繰越	新規申立	計	命令・決定	和解	取下げ	計	
1	0	1	0	0	0	0	1

イ 労働争議の調整 単位：件

区 分	取扱件数			終結件数				翌年繰越
	前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り・不調	計	
あっせん	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 個別労働関係紛争のあっせん 単位：件

取扱件数			終結件数					翌年繰越
前年繰越	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
0	9	9	0	8	0	0	8	1

エ 労働組合の資格審査 単位：件

取扱件数			終結件数					翌年繰越
前年繰越	新規申請	計	適合	不適合	打切り	取下げ	計	
1	2	3	2	0	0	0	2	1

第1節 委員

労働委員会は、公益を代表する者（公益委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び使用者を代表する者（使用者委員）の三者各同数の委員で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。委員の任期は2年である。なお、会長及び会長代理は、公益委員の中から全委員の選挙により選出される。

当委員会においては、各委員5人の計15人で構成されており、令和4年（2022年）は第47期及び第48期の委員により運営された。その名簿は次のとおりである。

第47期 熊本県労働委員会委員名簿（任期 令和2.7.1～令和4.6.30）

（令和4年6月末現在）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎中内 哲	熊本大学大学院人文科学研究部教授	45期～
	○渡辺 絵美	弁護士	46期～
	川口 恵子	尚絅大学短期大学部名誉教授	45期～
	村田 晃一	弁護士	47期～
	山村 康一	弁護士	47期～
労働者委員	森田 ひろみ	自治労熊本県本部特別執行委員	45期～
	矢野 良輔	交通労連熊本県支部支部委員長	46期～
	山野 雄一朗	運輸労連熊本県連合会執行委員長	46期～
	田中 広幸	連合熊本副事務局長	47期～
	河野 泰博	情報労連熊本県協議会議長	47期～
使用者委員	吉田 順一	株式会社SYSKEN常勤監査役	45期～
	徳村 昌司	肥銀オフィスビジネス株式会社代表取締役社長	46期～
	池田 美香	株式会社池田紙器工業取締役総務部長	46期～
	岩永 秀則	熊本県経営者協会専務理事	47期～

（注）◎会長、○会長代理

第48期 熊本県労働委員会委員名簿（任期 令和4.7.1～）

（令和4年12月末現在）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎渡辺 絵美	弁護士	46期～
	○村田 晃一	弁護士	47期～
	山村 康一	弁護士	47期～
	坂田 敦子	尚絅大学生活科学部教授	48期～
	紺屋 博昭	熊本大学大学院人文社会科学部教授	48期～
労働者委員	矢野 良輔	交通労連熊本県支部支部委員長	46期～
	山野 雄一朗	運輸労連熊本県連合会執行委員長	46期～
	田中 広幸	連合熊本副事務局長	47期～
	河野 泰博	情報労連熊本県協議会議長	47期～
	木村 光伸	自治労熊本県本部執行委員長	48期～
使用者委員	徳村 昌司	肥銀オフィスビジネス株式会社代表取締役社長	46期～
	池田 美香	株式会社池田紙器工業取締役総務部長	46期～
	岩永 秀則	熊本県経営者協会専務理事	47期～
	坂本 ミオ	株式会社CSプランニング取締役	48期～
	松内 隆典	熊本産業文化振興株式会社常務取締役	48期～

（注）◎会長、○会長代理

第2節 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定等に基づき、労働争議のあっせんに当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱する。また、個別労働関係紛争のあっせん員については、当該あっせん員候補者に委嘱することになっている。

当委員会では、委員、当委員会事務局職員（事務局長、審査調整課長）に委嘱しており、令和4年(2022年)12月末日現在のあっせん員候補者は次のとおりである。

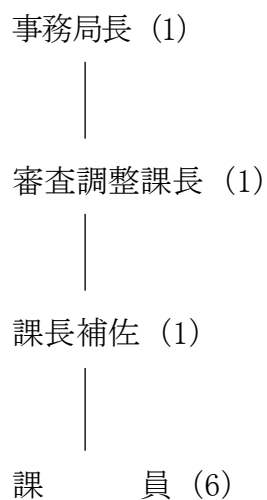
氏名	現職
渡辺 絵美	熊本県労働委員会 公益委員
村田 晃一	〃
山村 康一	〃
坂田 敦子	〃
紺屋 博昭	〃
矢野 良輔	熊本県労働委員会 労働者委員
山野 雄一朗	〃
田中 広幸	〃
河野 泰博	〃
木村 光伸	〃
徳村 昌司	熊本県労働委員会 使用者委員
池田 美香	〃
岩永 秀則	〃
坂本 ミオ	〃
松内 隆典	〃
吉野 昇治	熊本県労働委員会事務局長
舟津 紀明	熊本県労働委員会事務局審査調整課長

第3節 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により、事務を整理するために事務局が置かれている。

事務局の組織は、会長の同意を得て知事が定め、職員については、会長の同意を得て知事の任命により事務局長以下必要な職員が配置される。当委員会の事務局には、審査調整課があり、事務局長以下9人の職員が配置されている。

○ 組織

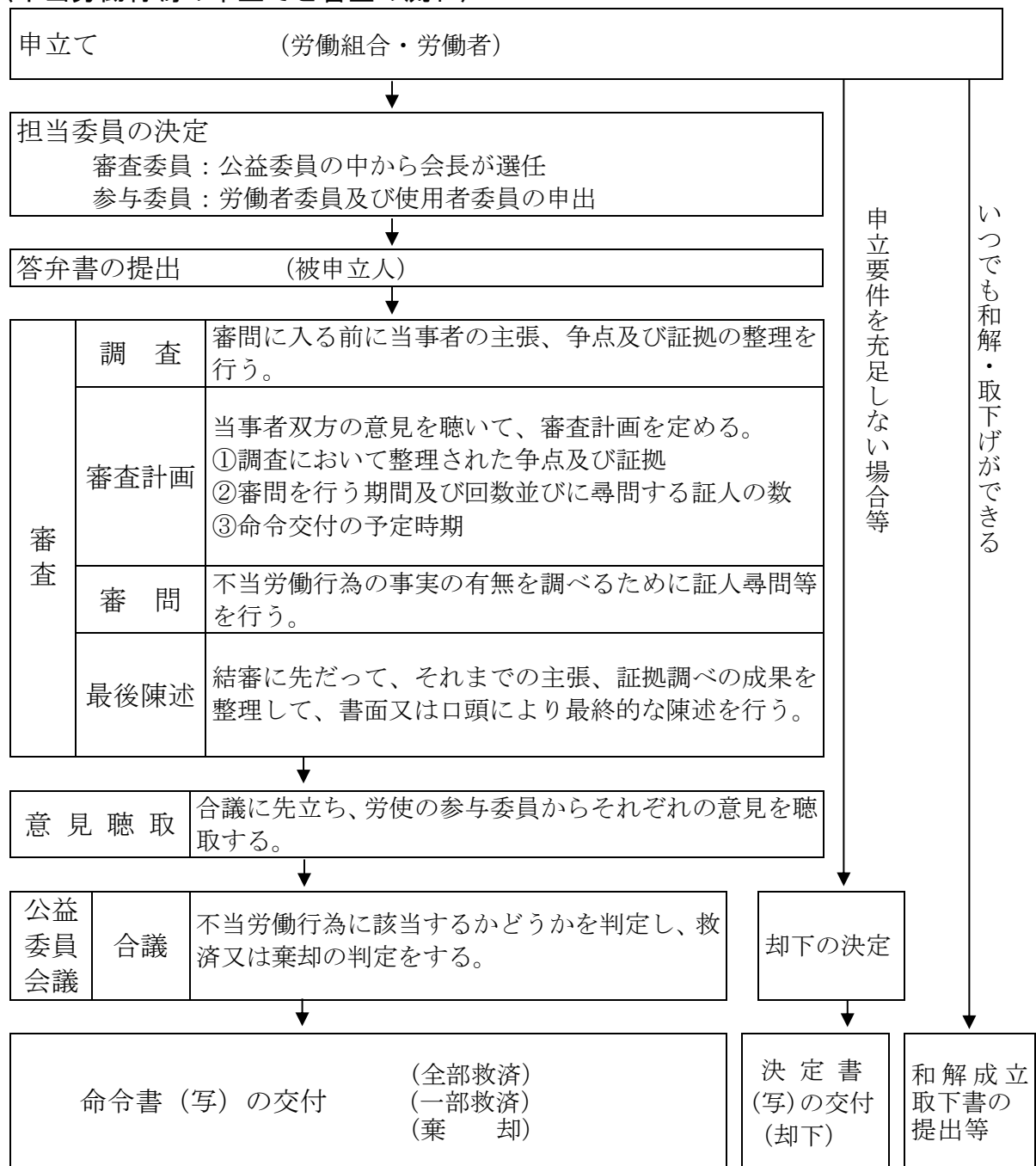


第3章 不当労働行為の審査

労働組合又は労働者は、使用者が労働組合法第7条各号に掲げる不当労働行為（組合員の解雇等の不利益取扱い、正当な理由のない団体交渉拒否、労働組合の運営への支配介入等）を行ったときは、その旨の申立てを行い、救済を求めることができる。

これにより、労働委員会はその事実の有無を審査し、不当労働行為が認められる場合には救済命令を、認められない場合には棄却命令を発する。

〈不当労働行為の申立てと審査の流れ〉



第1節 不当労働行為事件取扱いの概要

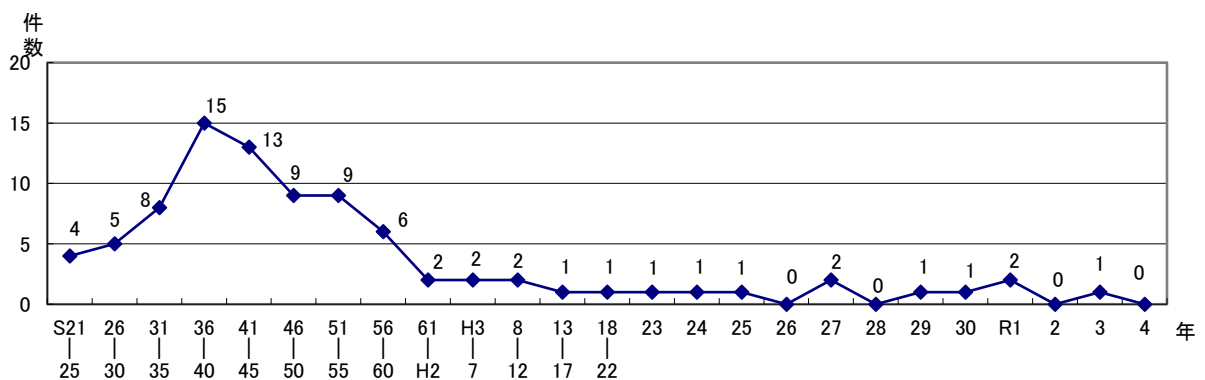
令和4年(2022年)中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件数は1件であった。

1 取扱い状況

(単位：件)

区分		年	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
取扱 件数	前年からの繰越		1		1		1
	新規申立		1	2		1	
	取扱計		2	2	1	1	1
終 結 件 数	移送						
	取 下 げ ・ 和 解	取下げ					
		無関与和解					
		関与和解		2	1	1	
		小計		2	1	1	
命 令 ・ 決 定	全部救済						
	一部救済						
	棄却						
	却下						
	小計						
終結計			2	1	1		
次年繰越				1	1	1	1
終結事件の平均処理日数			173.5日	209日	644日	—	—

2 新規申立件数の推移



※平成22年までは、5年ごとの平均値

3 申立人別申立件数

最近5年間の申立人別の申立件数は、次のとおりである。 (単位：件)

申立人 \ 年	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
組合員(単独)					
組合(単独)	1(1)	2(1)		1(1)	
組合及び組合員					
組合及び上部組合					
計	1(1)	2(1)		1(1)	

(注) ()内は、合同労組の件数で、内数である。

4 令和4年(2022年)の審査の目標期間の達成状況等

労働組合法第27条の18の規定により、不当労働行為事件に係る審査期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況等を公表することになっている。

令和4年(2022年)の状況は次のとおり。

(1) 審査の目標期間

申立てから命令書交付までの目標期間を1年としている。

(2) 目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況

事件番号	業種	申立 年月日	処 理 日 数	申立事項	終結状況	調査・審問 の回数
		終結 年月日				
令和3年 (不) 第1号	サー ビス	R3.9.10	—	①組合員であるが故の不利益 取扱いを行った組合員に対 する謝罪及び給与・賞与・期 末手当の減額分支払い、通常 どおりのベースアップ額の 回復を行うこと。 ②不誠実団交に対する謝罪を 行うこと。 ③支配介入に対する謝罪を行 うこと。 ④ポストノーティスを実施す ること。	令和5年に 繰越	調査 申立人 8回 被申立人 5回 審問0回
		—				

第2節 不当労働行為事件の概要

○ 令和3年(不)第1号事件

申立人	X労働組合（合同労組）		組合員数	242人
被申立人	Y（サービス）		従業員数	約120人
申立日	令和3年9月10日	調査・審問の回数	調査：申立人8回、被申立人5回 審問：0回	
請求する 救済内容	①組合員であるが故の不利益取扱いを行った組合員に対する謝罪及び給与・賞与・期末手当の減額分支払い、通常どおりのベースアップ額の回復を行うこと。 ②不誠実団交に対する謝罪を行うこと。 ③支配介入に対する謝罪を行うこと。 ④ポストノーティスを実施すること。			
	労働組合法第7条 該当号	1号(不利益取扱い)、2号(団交拒否・不誠実団交)、 3号(支配介入)		
審査状況	R3.9.10	申立て		
	R3.11.22	申立人第1回調査、被申立人第1回調査		
	R3.12.13	申立人第2回調査、被申立人第2回調査		
	R4.2.2	申立人第3回調査、被申立人第3回調査		
	R4.3.18	申立人第4回調査、被申立人第4回調査		
	R4.6.21	申立人第5回調査		
	R4.8.8	申立人第6回調査、被申立人第5回調査		
	R4.10.11	申立人第7回調査		
	R4.12.9	申立人第8回調査		
	計	調査回数 申立人：8回 被申立人：5回	審問回数：0回 0回	証人等延数：0人 0回

第3節 物件提出命令及び証人等出頭命令

令和4年（2022年）該当事件なし

第4節 再審査事件

令和4年（2022年）該当事件なし

第5節 行政訴訟事件

令和4年（2022年）該当事件なし

第4章 労働争議の調整

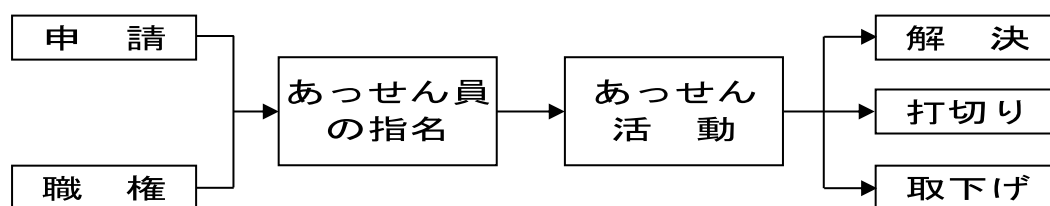
労働争議（集团的労使紛争）の調整とは、労働条件に係る団体交渉の不応諾や停滞等、労使間の紛争について、当事者間では自主的な解決が困難であるときに、当事者の一方又は双方の申請に基づき若しくは労働委員会の職権により、紛争解決のために適切な助力をするものである。

労働関係調整法に基づいて行うもので、調整の方法には「あっせん」、「調停」及び「仲裁」がある。

第1節 調整事件取扱いの概要

令和4年(2022年)中に当委員会で行った調整事件はなかった。

〈あっせんの流れ〉



1 取扱い状況

(単位：件)

区分		年	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
取扱件数	前年繰越			1	1	1	
	新規		3	1	1		
	計		3	2	2	1	0
終結状況	解決		2	1		1	
	取下げ				1		
	打ち切り・不調						
	計		2	1	1	1	0
	平均調整回数		1.5回	3回	0回	5回	0回
	平均所要日数		62.0日	89.0日	69.0日	350.0日	0日
	解決率		100%	100%	0%	100%	0%
翌年への繰越			1	1	1		

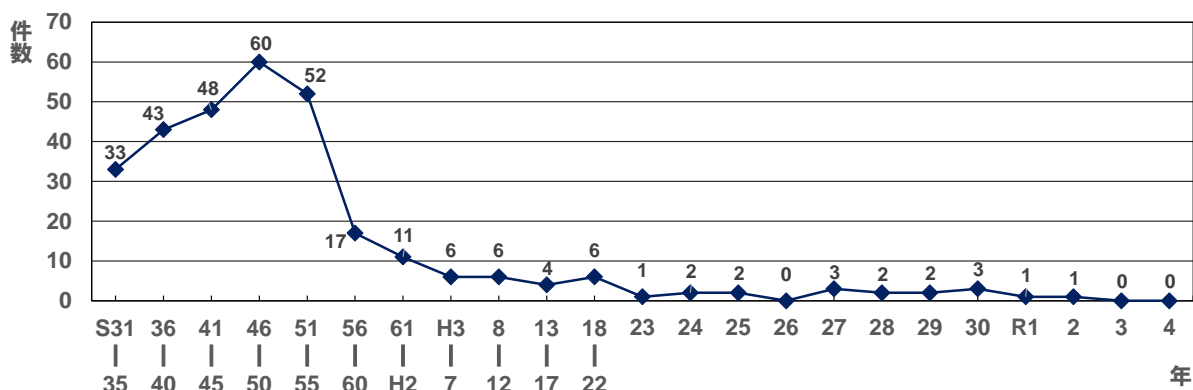
(注)1 「解決」は、労働委員会のあっせん活動が影響を及ぼしたと認められる自主解決に伴う取下げを含む。

2 平均調整回数は、その年に終結した事件について、終結事件の総調整回数／（終結事件数－あっせん等未開催事件数）により算出した。

3 平均所要日数は、その年に終結した事件について、あっせん員指名日（当日含む）から終結日（当日含む）までの日数を平均したものである。

4 解決率は、終結事件の解決件数／（終結事件数－取下げ件数）×100により算出した。

2 新規申請件数の推移



※ 平成 22 年までは、5 年ごとの年平均値

3 企業規模別件数（新規申請のみ）

年	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
企業規模（従業員数）					
29人以下	2		1		
30～99人	1				
100～499人		1			
500～999人					
1,000人以上					
計	3	1	1	0	0

4 業種分類別件数（新規申請のみ）

業種分類	年	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
建設業	D					
製造業	E					
情報通信業	G					
運輸業，郵便業	H		1			
卸売業，小売業	I	1				
学術研究，専門・技術サービス業	L					
宿泊業，飲食サービス業	M					
生活関連サービス業，娯楽業	N	1				
教育，学習支援業	O					
医療，福祉	P					
複合サービス事業	Q					
サービス業	R	1		1		
公務	S					
その他	A～C、F、J、K、T					
計		3	1	1	0	0

※業種分類及び分類記号A～Tは、中労委による分類に準拠

5 調整事項別件数（新規申請のみ）

調整事項	年	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	主たる 事項	計
賃金等	d～i			1				1
	賃金増額	d						
	一時金	e						
	諸手当	f		1				1
	退職一時金・年金	h						
その他	gi							
給与以外の労働条件	j～n							
	労働時間	j						
	定年制	m						
	その他	klm						
経営又は人事	o～t	1						1
	人員整理	q						
	配置転換	r						
	解雇	s	1					1
	その他	opt						
団交促進	v	1	1					2
その他	abcuwv	2	1					3
合計		4	2	1	0	0	0	7

※複数の調整事項を有する調整事件があるため、事件数とは一致しない場合がある（「主たる事項」欄は事件数と一致）。

※ a ～ x は、中労委による調整事項分類記号

第2節 調整事件取扱状況一覧表

令和4年（2022年）該当事件なし

第3節 争議行為の予告通知及び発生届

公益事業の関係当事者が争議行為をしようとする場合、労働関係調整法第37条の規定により、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は県知事にその旨を通知しなければならない。なお、同法第8条に掲げる公益事業とは、①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、③水道、電気又はガスの供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業である。

なお、争議行為が発生した場合は、同法第9条の規定により、当事者は直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事に届け出なければならない。

争議行為の予告通知

通知先	事業 運輸事業	郵便、信書便 又は電気通信 の事業	水道、電気又 はガスの供給 の事業	医療 又は公衆衛生 の事業	計
熊本県労働委員会 会長、熊本県知事				2	2
計				2	2

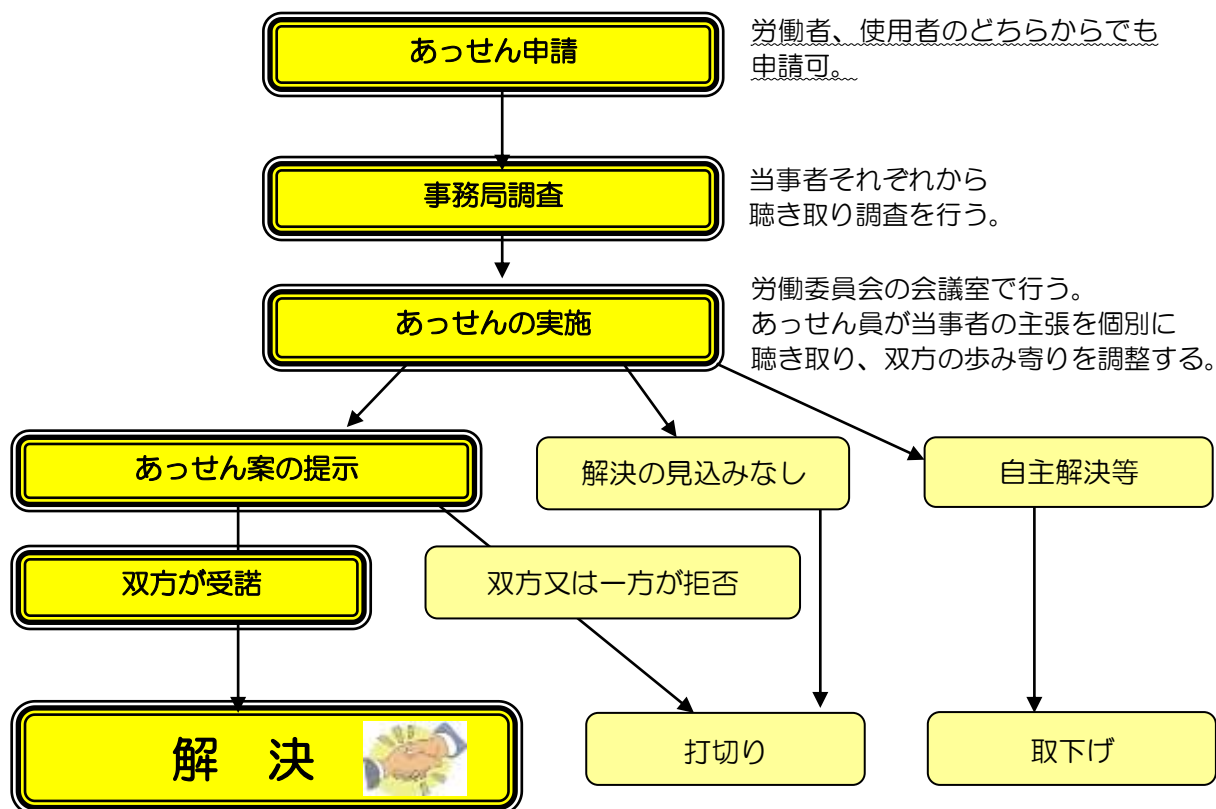
※該当年に争議行為予告通知日が属する件数を計上

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争のあっせんとは、労働者個人と使用者との間の労働関係に関する紛争について、自主的な解決が困難な場合、紛争当事者からの申請に基づき、労働委員会があっせんを行うことにより、労使関係の速やかな安定に寄与することを目的とした制度である。

平成13年(2001年)10月1日、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行により、地方公共団体が、当該紛争の防止・解決に取り組む法的根拠が明らかになった。その後、平成15年(2003年)4月1日、熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則が定められ、平成15年度(2003年度)から知事の委任を受けて、当委員会があっせん業務を実施している。

〈あっせんの流れ〉



第1節 個別労働関係紛争のあっせん取扱いの概要

令和4年(2022年)中に当委員会でも取り扱った個別労働関係紛争のあつせん件数は、前年からの繰越が0件、新規申請が9件であった。

新規申請における、あつせん事項は、経営又は人事に関するものが2件、賃金等に関するものが3件、労働条件等に関するものが1件、職場の人間関係に関する

ることが6件、その他が1件であった。

1 取扱い状況

(単位：件)

区分		年				
		H30	H31(R1)	R2	R3	R4
取扱 件数	前年繰越	1	1	2		
	新規	10	5	5	4	9
	計	11	6	7	4	9
終 結 状 況	解決	4	1	3	1	
	打切り	5	2	4	3	8
	(うち、あっせん不参加)	(5)	(2)	(4)	(2)	(6)
	取下げ	1	1			
	不開始					
	計	10	4	7	4	8
	平均あっせん回数	1.0回	1.0回	2.7回	1.0回	1.0回
	平均所要日数	30.8日	29.0日	68.6日	97.3日	45.1日
	解決率	44.4%	33.3%	42.9%	25.0%	0.0%
	翌年への繰越	1	2			1

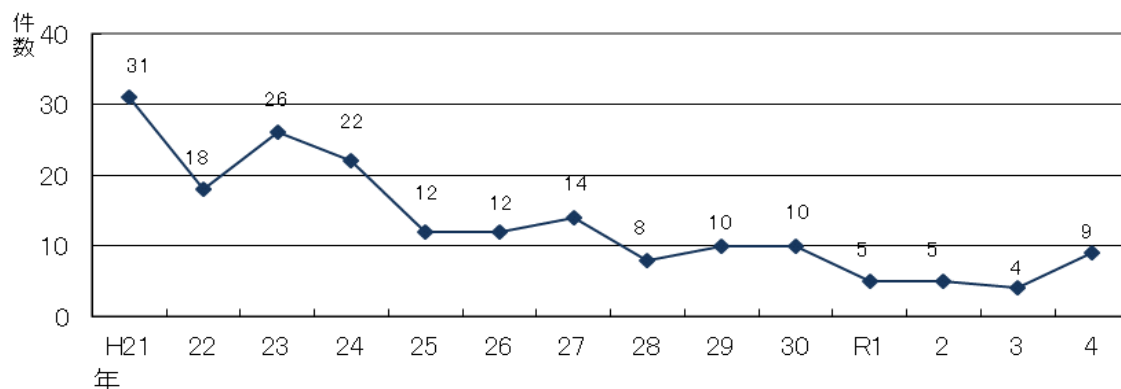
(注)1 「解決」は、あっせん活動が何らかの影響を及ぼしたと認められる自主解決に伴う取下げを含む。

2 平均あっせん回数は、その年に終結した事案について、終結事案の総あっせん回数 / (終結事案数 - あっせん未開催事案数) により算出した。

3 平均所要日数は、その年に終結した事案について、申請書受理日(当日含む)から終結日(当日含む)までの日数を平均したものである。

4 解決率は、終結事案の解決件数 / (終結事案数 - 取下げ件数) × 100により算出した。

2 新規申請件数の推移



3 紛争内容別件数（新規申請のみ）

紛争内容	年	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	主な内容	計
経営又は人事	ア~キ	10	6	2		2	1	20
解雇	ア	1	3	1		1	1	6
配置転換、出向・転籍	イ	3						3
復職	ウ							
懲戒処分	エ	2	2					4
退職	オ	3		1		1		5
勤務延長、再雇用	カ							
その他経営又は人事	キ	1	1					2
賃金等	ク~チ			2	1	3	2	6
賃金未払	ク			1	1	3	2	
賃金増額	ケ							
賃銀減額	コ							
一時金	サ							
退職一時金	シ							
解雇手当	ス							
休業手当	セ			1				1
諸手当	ソ							
その他賃金	タ							
年金	チ							
労働条件等	ツ~フ	1		1	4	1		7
労働契約	ツ			1				1
労働時間	テ							
休日・休暇	ト				1			1
年次有給休暇	ナ				2			2
育児・介護休業	ニ							
時間外労働	ヌ							
安全・衛生	ネ	1			1	1		3
福利厚生制度	ノ							
社会保険	ハ							
労働保険	ヒ							
その他の労働条件等	フ							
職場の人間関係	へ~ホ	4	2	4	2	6	5	18
セクハラ	へ			2				2
パワハラ・嫌がらせ	ほ	4	2	2	2	6	5	16
その他	マ	2	1	1		1	1	5
その他	マ	2	1	1		1	1	5
合計		17	9	10	7	13	9	56

※ 複数のあつせん事項を有する申請があるため、あつせん申請件数とは一致しない（「主な内容」欄はあつせん申請件数と一致）。

※ア～マは、中労委による紛争内容分類記号

4 月別新規申請状況

月 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
H30	1			2	1	1			1	1	1	2	10
H31 (R1)					1					3	1		5
R2			2	1	1			1					5
R3			1		1		2						4
R4	2		1		2	2	1		1				9
計	3		4	3	6	3	3	1	2	4	2	2	33

5 申請者の労使別、雇用形態別件数（新規申請のみ）

区分 年	申請者		雇用形態				計
	労働者	使用者	正社員	パート職員 ・アルバイト	派遣労働者 ・契約社員	その他	
H30	10		4	4	1	1	10
H31(R1)	5		5				5
R2	5		3		2		5
R3	4		2	2			4
R4	8	1	7		2		9
計	32	1	21	6	5	1	33

6 企業規模別申請件数

規模 年	9人 以下	10人～ 49人	50人～ 99人	100人～ 299人	300人～ 499人	500人 以上	不明	計
H30		1	2	4	1	2		10
H31(R1)		2	1	2				5
R2		1	1	2			1	5
R3		2	1			1		4
R4	1	2	2	2	2			9
計	1	8	7	10	3	3	1	33

7 業種分類別件数（新規申請のみ）

業種分類		年	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
建設業		D					
製造業		E	2				
情報通信業		G					
運輸業，郵便業		H	2				1
卸売業，小売業		I	1			1	
学術研究，専門・技術サービス業		L		2	1	1	
宿泊業，飲食サービス業		M	1				
生活関連サービス業，娯楽業		N	2				
教育，学習支援業		O					2
医療，福祉		P	2	1	2	1	1
複合サービス事業		Q					
サービス業		R		1	1		4
公務		S					
その他	A～C、F、J、K、T			1	1	1	1
計			10	5	5	4	9

※業種分類及び分類記号A～Tは、中労委による分類に準拠

第2節 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況一覧表

事件番号	申請者	雇用形態	業種	申請受付日 終結日	所要 日数	あっ せん 回数	終結 区分	事件の概要
4 (個) 1	労働者	正社員	サービス業 (他に分類 されないもの)	R4.1.4 R4.3.1	57	1	打切	パワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて申請された。 あっせんで双方の主張や解決金の金額に大きな隔たりがあり、歩み寄る余地がなく打切りとなった。
4 (個) 2	労働者	正社員	金融業, 保険業	R4.1.13 R4.3.1	48	0	打切 (あっ せん不 参加)	パワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
4 (個) 3	労働者	正社員	運輸業, 郵便業	R4.3.25 R4.4.27	34	0	打切 (あっ せん不 参加)	未払い賃金の支払い、パワハラ及び強制的超過労働による身体的・精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
4 (個) 4	労働者	正社員	サービス業 (他に分類 されないもの)	R4.5.9 R4.5.27	19	0	打切 (あっ せん不 参加)	パワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払い、離職票への会社都合による退職との明記を求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
4 (個) 5	労働者	派遣社員	サービス業 (他に分類 されないもの)	R4.5.30 R4.6.16	18	0	打切 (あっ せん不 参加)	パワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
4 (個) 6	労働者	正社員	教育, 学習 支援業	R4.6.22 R4.7.15	24	0	打切 (あっ せん不 参加)	ボーナスについて本来の支給率との差額の支払い、親和会の退職者への支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。

事件番号	申請者	雇用形態	業種	申請受付日 終結日	所要日数	あっせん回数	終結区分	事件の概要
4 (個) 7	労働者	正社員	教育, 学習 支援業	R4.6.22 R4.7.15	24	0	打切 (あっせん不参加)	突然の解雇通告によりフラッシュバックが起こることに対する慰謝料の支払い、勤務に当たって必要となる経費（新幹線代、自家用車の新規登録費用等）の支払いを求めて申請された。 被申請者があっせんに参加しなかったため打切りとなった。
4 (個) 8	労働者	派遣社員	サービス業 (他に分類されないもの)	R4.7.22 R4.12.5	137	1	打切	他の社員から受けた嫌がらせにより休み、退職せざるを得なかったため、慰謝料（給与の逸失利益分及び精神的苦痛に係る分）を求めて申請された。 1回目のあっせん後、被申請者から2回目のあっせんの手続に参加する意思がない旨の表明があったため打切りとなった。
4 (個) 9	使用者	正社員	医療・福祉	R4.9.29 —	—	—	繰越	元従業員から求められている解雇予告手当の支払い義務がないことや未払い賃金及び解雇に係るあっせんによる解決を求めて申請された。

※所要日数は、申請書受付日（当日含む）から終結日（当日含む）までの日数。
業種は、産業分類の大区分による。

第6章 労働組合の資格審査

第1節 労働組合資格審査の概要

労働組合は、不当労働行為救済申立てなど労働組合法に定める手続に参加する場合には、労働組合法が定める労働組合の要件に適合しているかの審査を受ける必要がある（労働組合法第5条）。

取扱件数

区 分		不当労働行為			委員推薦			法人登記			総会決議			計		
		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
取扱件数	前年繰越	1		1									1		1	
	新規		1		1		1	1	1				1	2	2	
	計	1	1	1	1		1		1	1			2	2	3	
終結状況	適合				1		1		1	1			1	1	2	
	不適合															
	打切り (手続終了)															
	取下げ	1											1			
	計	1			1		1		1	1			2	1	2	
翌年への繰越			1	1										1	1	

※ 区分に関する説明

- 1 「不当労働行為」とは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるもの。
- 2 「委員推薦」とは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるもの。
- 3 「法人登記」とは、労働組合が組合財産の明確化や保護等のため、法人登記をする際に申請されるもの。
- 4 「総会決議」とは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるもので、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）である。

第2節 労働組合資格審査状況一覧表

番号	労働組合名	組合員数	申請年月日	申請事由	終結区分	終結年月日
R3(資)1	A労働組合	242人	R3.9.10	不当労働行為	係属中	—
R4(資)1	B労働組合	242人	R4.4.15	委員推薦	適合	R4.5.17
R4(資)2	C労働組合	6人	R4.8.8	法人登記	適合	R4.10.19

第7章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示

1 取扱件数

令和4年（2022年）中に当委員会で取り扱った、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の範囲の認定・告示の件数は1件である。

年	区分	取扱状況			計	認定状況		告示状況	
		前年 繰越	新規申請			認定	翌年 繰越	告示	翌年 繰越
			地方公営企業等の経営主体	計					
県	市町村	その他							
H30									
H31(R1)									
R2									
R3			1		1	1		1	
R4			1		1	1		1	
計			2		2	2		2	

2 認定告示内容

番号	企業名	組合名	申出日 申出理由	手続 開始日	認定日	告示日 告示番号
R4 (認) 1	熊本市 上下水道局	全水道熊本 水道労働組 合、自治労 熊本市役所 職員組合、 自治労熊本 市上下水道 評議会及び 熊本市役所 第一職員労 働組合	R4.8.2 組織改編に 伴い維持補 修センター を廃止した ことによ り、労働組 合法第2条 第1号に規 定する者の 範囲につい て変更を行 う必要があ るため	R4.8.22	R4.11.16	R4.12.2 令和4年熊本県労働 委員会告示第3号 県公報第13185号登 載

○熊本県労働委員会告示第3号

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
上下水道局本庁	総括審議員、技監、総括契約担当審議員、総括雨水担当審議員、雨水担当技監、部長、首席審議員、首席給与担当審議員、首席契約担当審議員、首席雨水担当審議員、首席工事検査審議員、課長、副課長、審議員、給与担当審議員、契約担当審議員、雨水担当審議員、工事検査審議員、総務課長補佐(人事担当の課長補佐に限る。)、総務課主査(人事担当及び総務担当の主査に限る。)、人事事務主務担当者
上下水道センター	所長
浄化センター	所長

第8章 労働委員会の会議等

第1節 会議

労働委員会の会議には、業務運営のための会議として委員全員で行う総会、公益委員のみで行う公益委員会会議などがある。

また、これらの会議とは別に労働委員会相互間の業務運営上の連絡調整を図るために開催される全国的、地域的な連絡協議会などがある。

1 総会

総会は、委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか委員会の業務運営全般について協議する。毎月2回定例的に開催されるが、必要がある場合には臨時に開催されることがある。

令和4年（2022年）中は、定例総会を17回（うち3回はWEB会議形式）、臨時総会を1回開催した。開催状況は次のとおりである。

（◎会長、○会長代理）

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1782	1.20 ※WEB 会議	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	森田 矢野 山野 田中 河野	吉田 徳村 池田 岩永 田中	○報告事項 1 第1626回公益委員会会議について 2 第1627回公益委員会会議について 3 不当労働行為に関する事項について（3年（不）第1号） 4 労働組合の資格審査に関する事項について（3年（資）第1、2号） 5 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年（個）第1、2号） 6 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 7 諸会議報告について（公労使委員個別紛争専門研修） ○その他 1 今後の総会及び公益委員会会議の日程について 2 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について
1783	2.3 ※WEB 会議	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	森田 山野 田中 河野	徳村 池田 岩永 田中	○報告事項 1 不当労働行為に関する事項について（3年（不）第1号） 2 労働組合の資格審査に関する事項について（3年（資）第1号） 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年（個）第1、2号） ○その他 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1784	3.3 ※WEB 会議	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	森田 矢野 山野 田中 河野	吉田 徳村 池田 岩永	○報告事項 1 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号) 3 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第1、2号) 4 諸会議報告について (九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会)
1785	4.7	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	森田 矢野 山野 田中 河野	吉田 徳村 池田 岩永	○付議事項 あっせん員候補者の委嘱について ○報告事項 1 第1628回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 3 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号、第48期熊本県労働委員会委員改選に係る労働組合資格審査担当委員の選任) 4 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第3号) 5 争議行為予告に関する実情調査 (本県分) について 6 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 7 諸会議報告について (九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会) ○その他 九州労働委員会連絡協議会の議題について
1786	5.17	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	森田 山野 田中 河野	吉田 徳村 池田 岩永	○報告事項 1 第1629回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 3 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号、第48期熊本県労働委員会委員改選に係る労働組合資格審査結果) 4 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第3、4号) 5 争議行為予告に関する実情調査 (本県分) について 6 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 7 諸会議報告について (九州労働委員会会長会議・事務局長会議) ○その他 第89回九州労働委員会連絡協議会について

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1787	6.16	◎中内 ○渡辺 山村	森田 矢野 山野 田中	吉田 徳村 池田 岩永	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年（個）第4、5号） 2 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 3 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 4 諸会議報告について（九州ブロック労委労協総会・研修会） ○その他 1 7月1日のタイムスケジュールについて 2 第47期熊本県労働委員会総会終了に当たり事務局長から退任委員への御礼 3 今期退任委員からの挨拶
1788 臨時	7.1	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○付議事項 1 会長及び会長代理の選挙について 2 あっせん員候補者の委嘱について ○その他 1 幹事委員の選出について 2 今後の総会及び公益委員会議の日程について 3 労働委員会委員名簿のホームページ掲載について
1789	7.21	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 木村	徳村 岩永 坂本 松内	○報告事項 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年（個）第6、7号） ○その他 1 今後の総会の運営について 2 令和4年度（2022年度）労働判例研究会について 3 今後の総会の日程について
1790	8.4	◎渡辺 ○村田 山村 紺屋	矢野 山野 田中 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 不当労働行為に関する事項について（3年（不）第1号） 2 労働組合の資格審査に関する事項について（3年（資）第1号） 3 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年（個）第6、7、8号） 4 諸会議報告について（労委労協命令研究会） ○その他 令和4年度（2022年度）労働判例研究会の講義テーマについて

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1791	8.18	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1630回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 3 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号) 4 地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく認定及び告示について 5 個別労働関係紛争のあっせんについて(4年(個)第8号)
1792	9.8	◎渡辺 ○村田 山村 紺屋	矢野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1631回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 3 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号、4年(資)第2号) 4 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第8号) 5 諸会議報告について (九州ブロック労委労協第1回幹事会、公労使委員合同研修) ○その他 広報計画について
1793	9.22	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第8号) 2 諸会議報告について (第48回九州地区労働員会使用者委員研修会) ○その他 1 広報計画について 2 九州労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1794	10.6	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第9号) 2 争議行為予告に関する中労委からの連絡について ○その他 令和5年1月～3月の総会及び公益委員会議の日程について

回	開催日	出席委員			主な事項
		公	労	使	
1795	10.19	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	山野 田中 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1632回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号) 3 労働組合の資格審査に関する事項について（4年(資)第2号) 4 通訳（手話通訳も含む）選任が必要な場合の対応について
1796	11.2	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 第1633回公益委員会議について 2 地方公営企業の認定及び告示について 3 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 4 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年(個)第8号) 5 労使間トラブルの解決方法相談会の結果について
1797	11.16	◎渡辺 ○村田 山村	矢野 山野 田中 河野 木村	徳村 池田 坂本 松内	○報告事項 1 第1634回公益委員会議について 2 地方公営企業の認定及び告示について 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 争議行為予告に関する中労委からの連絡について 5 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年(個)第8、9号) 6 諸会議の報告について（九州労働員会公益委員連絡会議）
1798	12.5	◎渡辺 ○村田 山村 紺屋	山野 田中 河野 木村	徳村 池田 岩永 坂本 松内	○報告事項 1 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 2 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年(個)第9号) 3 諸会議の報告について（第77回全国労働委員会連絡協議会総会、公労使委員個別紛争専門研修）
1799	12.14	◎渡辺 ○村田 山村	矢野 山野 田中 河野	徳村 池田 岩永 坂本	○報告事項 1 第1635回公益委員会議について 2 不当労働行為に関する事項について（3年(不)第1号) 3 争議行為予告に関する実情調査（本県分）について 4 個別労働関係紛争のあっせんについて（4年(個)第9号) ○その他 1 総会の開始時刻について 2 委員の任期見直しに係る検討状況について

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条及び労働委員会規則第9条の規定により次の事項を審議する。

- ① 労働組合の資格に関する事項
- ② 不当労働行為に関する事項
- ③ 労働関係調整法第42条の規定による請求（公益事業の争議行為予告通知違反に関するもの）に関する事項
- ④ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- ⑤ その他会長が必要と認める事項

当委員会では、公益委員会議を毎月2回、定例総会に先立って開催することを原則とし、その他会長の招集に基づき必要に応じて開催することとしている。

令和4年(2022年)は9回開催（うち1回はWEB会議）され、その開催状況は次のとおりである。

(◎会長、○会長代理)

回	開催日	出席委員	主 な 事 項
1627	1.20 (web)	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	○付議事項 1 令和3年（2021年）の不当労働行為救済申立審査期間目標達成状況等の公表について 2 不当労働行為に関する事項について(3年(不)第1号) 3 労働組合の資格審査に関する事項について(3年(資)第1号) ○報告事項 個別労働紛争のあっせんについて（4年(個)第1、第2号)
1628	4.7	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	○付議事項 1 不当労働行為に関する事項について(3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について(3年(資)第1号) 3 労働委員改選に係る資格審査について（4年(資)第1号) ○報告事項 個別労働紛争のあっせんについて（4年(個)第3号) ○その他 九州労働委員会会長会議の議題及び回答について

回	開催日	出席委員	主 な 事 項
1629	5.17	◎中内 ○渡辺 川口 村田 山村	○付議事項 1 不当労働行為に関する事項について(3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について(3年(資)第1号) 3 労働委員改選に係る資格審査について (4年(資)第1号) ○報告事項 個別労働紛争のあっせんについて (4年(個)第3、第4号)
1630	8.18	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 1 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号) 3 地方公営企業の認定告示について (4年(認)第1号) ○報告事項 個別労働紛争のあっせんについて (4年(個)第8号)
1631	9.8	◎渡辺 ○村田 山村 紺屋	○付議事項 1 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号) (4年(資)第2号) ○報告事項 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第8号)
1632	10.19	◎渡辺 ○村田 山村 坂田	○付議事項 1 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号) (4年(資)第2号)
1633	11.2	◎渡辺 ○村田 山村 坂田 紺屋	○付議事項 地方公営企業の認定告示について (4年(認)第1号) ○報告事項 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第8号)
1634	11.16	◎渡辺 ○村田 山村	○付議事項 地方公営企業の認定告示について (4年(認)第1号) ○報告事項 個別労働関係紛争のあっせんについて (4年(個)第8号) ○その他 個別労働関係紛争のあっせんに係る公益委員会議での報告方法について
1635	12.14	◎渡辺 ○村田 山村	○付議事項 1 不当労働行為に関する事項について (3年(不)第1号) 2 労働組合の資格審査に関する事項について (3年(資)第1号)

3 連絡協議会、連絡会議等

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るために、全国又は各地域別に公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長連絡会議及び事務局長連絡会議が設けられている。このほか、労働問題処理の適正化、円滑化を図るため、委員ごとの会議、各種研修及び事務局職員の会議などが開催されている。

令和4年(2022年)中の開催状況は次のとおりである。

(1) 委員関係

【全国会議】

① 全国労働委員会会長連絡会議 ※中止

② 第77回全国労働委員会連絡協議会総会 [開催地：東京都]

開催日	議 題 等
11月17日 11月18日	1 議題 議題1 労働委員会の広報活動について 議題2 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について 議題3 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について 2 講演 演題 「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」 講師 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

【九州ブロック会議】

① 九州ブロック労委労協幹事会・命令研究会 [WEB開催]

開催日	議 題 等
2月18日	【幹事会】 1 報告事項 全国労委労協2021年度第3,4回幹事会、第64回労委労協総会、九プロ労委労協2021年度第1回幹事会、「今後の労働委員会の在り方検討」に関わる対応について 2 協議事項 (1)九プロ労委労協役員・幹事の交代について (2)2022年九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて (3)研修会のテーマについて (4)月刊「労委労協」執筆計画(担当県)について (5)全国労働委員会連絡協議会総会副議長・場内発言の順位について (6)九プロ労委労協総会の開催計画について

	(7)その他 (8)各県の特徴的状況 【命令研究会】 講演「熊本県労委での和解事例について」 講師 熊本大学大学院人文社会科学部教授 中内 哲 氏
--	--

② 九州地区使用者委員代表者会議 [開催地：熊本市]

開催日	議 題 等
3月16日	1 全労委運営委員会の報告 2 令和4年度の九州地区研修会について 3 各県における審査・調整・個別あっせん事件について（意見・情報交換） 4 その他協議事項

③ 九州労働委員会会長会議 [WEB開催]

開催日	議 題 等
4月21日	議題 「不当労働行為救済申立事件の除斥期間、健全な労使関係を築くための団交ルールの確立について」

④ 九州ブロック労委労協総会・研修会 [WEB開催]

開催日	議 題 等
5月18日	1 総会
5月19日	(1) 報告事項 2021年度活動経過報告、会計決算報告、会計決算監査報告 (2) 審議事項 2022年度の取り組み案、予算案、役員体制案
	2 研修会 講演「労組法上の使用者性、業務委託制度の濫用」 ～ベルコ事件・全ベルコ労働組合裁判闘争について～ 講師 弁護士 棗 一郎 氏

⑤ 第89回九州労働委員会連絡協議会 [WEB開催]

開催日	議 題 等
5月20日	1 議題 「結成間もなく活動実績のない労働組合の資格審査について」 2 講演 演題 「デジタル社会の進展 (DX) ・新型コロナウイルスとの闘いの中で」 講師 熊本大学大学院人文社会科学部教授 中内 哲 氏

⑥ 九州ブロック労委労協幹事会 [開催地：福岡市]

開催日	議 題 等
8月29日 8月30日	1 報告事項 (1)2022年度九ブロ労委労協総会・研修会 (2)第89回九州労働委員会連絡協議会 (三者協) (3)労委労協命令研究会 (第2回) (4)労委労協2022年度第2回幹事会 (5)全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会 (6)労働委員会の在り方検討について 2 協議事項 (1)第77回全国労働委員会連絡協議会総会について (2)第65回全国労委労協総会に向けて (3)2023年度九ブロ労委労協総会・研修会の開催に向けて (4)研修会テーマについて (5)2022年度九ブロ労委労協第2回幹事会の開催に向けて (6)事例・命令研究会の開催について (7)その他確認事項について

⑦ 第48回九州地区労働委員会使用者委員研修会 [開催地：熊本市]

開催日	議 題 等
9月15日 9月16日	1 講義 「人材確保のために企業が取り組むべき課題」 ①均衡均等処遇②無期転換③ハラスメント対策 2 研究討議Ⅰ (審査事件) 3 研究討議Ⅱ (調整事件) 4 研究討議Ⅲ (個別あっせん事件)

⑧ 九州労働委員会公益委員連絡会議 [開催地：佐賀市]

開催日	議 題 等
10月20日	1 議題 ハラスメント事案（不当労働行為、集団・個別あつせん等）への対応等の取組について（経験交流） 2 講演 「外国人労働政策の現状と課題」 講師 佐賀県労働委員会公益委員 早川 智津子 氏 （佐賀大学経済学部教授）

【研修会】

① 公労使委員合同研修（全体研修） [開催地：東京都]

開催日	研 修 内 容
9月1日	1 「労働委員会について 一歴史・現状・課題一」 講師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏 2 「労働法の基礎」 講師 中央労働委員会公益委員 小西 康之 氏 3 事例検討 調整関係 （山口県労働委員会） 4 事例検討 審査関係 （広島県労働委員会）

② 公労使委員各側研修（公益委員） [開催地：東京都]

開催日	研 修 内 容
9月2日	1 審査実務研修（事例研究） チューター 東京都労働委員会公益委員 川田 琢之 氏 福岡県労働委員会会長 徳永 響 氏 2 和解実務研修（事例研究） チューター 北海道労働委員会会長 朝倉 靖 氏 東京都労働委員会公益委員 三木 祥史 氏 3 調整実務研修（判例及び事例研究） 講師 早稲田大学法学学術院大学院法務研究科 教授 島田 陽一 氏

③ 公労使委員各側研修（労働者委員） [開催地：東京都]

開催日	研修内容
9月2日	1 「不当労働行為救済制度について」 講師 弁護士 徳住 堅治 氏 2 「労働者性・使用者性について」 講師 弁護士 棗 一郎 氏

④ 公労使委員各側研修（使用者委員研修） [開催地：東京都]

開催日	研修内容
9月2日	1 「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」 講師 ひかり協同法律事務所 弁護士 三上 安雄 氏 2 「メンタルヘルスをめぐる近年の諸問題とその対策」 講師 根本法律事務所 弁護士 根本 義尚 氏 3 「高齢者が活躍できる環境整備」 講師 五三・町田法律事務所 弁護士 五三 智仁 氏

⑤ 公労使委員個別紛争専門研修 [開催地：東京都]

開催日	研修内容
12月1日 2日	1 「裁判例の動向」 講師 明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏 2 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例発表 埼玉県労働委員会、石川県労働委員会、京都府労働委員会 3 労働関係法令の改正等の動向 慶応義塾大学大学院法務研究科教授 両角 道代 氏 4 グループディスカッション テーマ1 「発表事例についての意見交換」 テーマ2 「個別労働紛争処理にまつわる意見交換」

(2) 事務局関係

【全国会議】

① 全国労働委員会事務局長連絡会議 ※中止

② 全国労働委員会審査・調整主管課長会議 [開催地：東京都]

開催日	議 題 等
11月28日 29日	<p>◆審査主管課長会議</p> <p>1 議題検討</p> <p>議題1 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について</p> <p>議題2 審査人材の確保・育成について</p> <p>議題3 ウェブ会議による調査について</p> <p>2 報告事項</p> <p>労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について</p> <p>◆調整主管課長会議</p> <p>1 調整業務の運営について</p> <p>説明 中央労働委員会事務局調整第一課長</p> <p>2 都道府県労働委員会からの事例報告</p> <p>(事例1) 秋田県労働委員会</p> <p>(事例2) 新潟県労働委員会</p> <p>3 都道府県労働委員会からの業務報告</p> <p>(関東ブロック) 長野県労働委員会</p> <p>(近畿ブロック) 滋賀県労働委員会</p> <p>(四国ブロック) 愛媛県労働委員会</p>

【九州ブロック会議】

① 調査研究会議（調整・審査部門）

〔WEB開催〕

開催日	議 題 等
1月21日	<p>1 議題検討</p> <p>【審査部門】</p> <p>(1) 不当労働行為事件における和解協定書の不履行に対する労働委員会の対応について</p> <p>(2) 不当労働行為救済申立事件における命令書等の公表について</p> <p>(3) 不当労働行為事件において、将来の健全な労使関係の構築に向けた審査上の留意点や工夫した取組について</p> <p>(4) 労働組合資格審査における労組法2条の要件について</p> <p>(5) 労働委員会手続の電子化について</p> <p>【調整部門】</p> <p>(1) 個別労働関係紛争のあっせんにおける口外禁止条項の内容について</p> <p>(2) 調整事件・個別あっせん事件において、被申請者・被申出者があっせんへの不参加の意思を示した場合の事務局の対応について</p> <p>(3) 労働者の勤務場所における監視カメラの設置について</p> <p>(4) 個別あっせん事件における口外禁止の適用範囲について</p> <p>(5) あっせん員指名に当たって当事者の上部団体所属の委員の扱いについて</p> <p>(6) 労働委員会手続の電子化について</p> <p>2 講演</p> <p>演題 「解雇紛争の解決事例および不当労働行為の行政救済と民事救済」</p> <p>講師 九州大学大学院法学研究院教授 山下 昇 氏</p>

② 九州労働委員会事務局長会議

〔WEB開催〕

開催日	議 題 等
4月21日	<p>1 令和3年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算書（案）の承認について</p> <p>2 令和4年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について</p> <p>3 九州労働委員会等申し合わせ事項の一部改正について</p> <p>4 不当労働行為救済申立事件の審査過程における和解促進の取組について（情報交換）</p>

③ 九州労働委員会事務局課長会議

〔開催地：長崎市〕

開催日	議 題 等
9月1日	<ol style="list-style-type: none">1 令和5年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）2 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）3 九州労働委員会協議会予算の繰越金低減に向けた対応について（協議）4 職員研修会の取扱いについて（協議）5 令和5年度調査研究会議の研修内容等について（協議）6 会議資料等をデータで配布する際の便利機能の追加等について（情報交換）7 ブロック会議等における過去の議題の整理について（情報交換）8 関係機関等との連携状況について（情報交換）9 各種申請書等の電子申請について（情報交換）10 申請者が使用者で複数の労働者を被申請者とする個別労働関係紛争あつせんの事例について（情報交換）11 労働委員会のPRと個別労働関係紛争に係るあつせんについて（情報交換）

第2節 労働判例研究会

主要な労働判例の研究を通して労働関係紛争処理能力の向上を図る目的で、平成22年（2010年）2月から、委員、事務局職員を対象に労働判例研究会を開催している。

令和4年（2022年）は6回開催し、その開催状況は次のとおりである。

回数	開催日	研究判例
113	1月27日	労働者性の判断について（R3年（個）第3号あっせん） <ul style="list-style-type: none"> ・大阪中央労基署長（おかざき）事件 （大阪地判：H15.10.29 労判 866 号 58 頁） ・船橋労基署長（マルカキカイ）事件 （東京地判：H23.5.19 労判 1034 号 62 頁） ・アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー事件 （東京地判：H24.1.13 労判 1041 号 82 頁）
114	2月24日	講義「労働組合の有用性」～労働者にも、使用者にも～ 連合熊本ユニオン書記長 森本 康仁
115	9月28日	講義「雇用の多様化、あいまい労働者」 公益委員 紺屋 博昭
116	10月28日	講義「労委の判例研究会なら、労組法マターをやらないとね」 公益委員 紺屋 博昭
117	11月24日	講義「休職ののち、復職か解雇か」 公益委員 紺屋 博昭
118	12月22日	パワーハラスメントと使用者の損害賠償責任 （R4年（個）第1号あっせん） <ul style="list-style-type: none"> ・U 福社会事件（名古屋地判：H17.4.27 労判 895 号 24 頁） ・誠昇会北本共済病院事件 （さいたま地判：H16.9.24 労判 883 号 38 頁） ・ゆうちょ銀行（パワハラ自殺）事件 （徳島地判：H30.7.9 労判 1194 号 49 頁） ・バンクオブアメリカリノイ事件 （東京地判：H7.12.4 労判 685 号 17 頁）

第3節 個別労働関係紛争処理制度の周知

労働委員会では、個別労働関係紛争のあっせん制度の認知度を高めるため、周知月間である10月を中心に、様々な取組みを行っている。令和4年（2022年）の主な取組みは次のとおりである。

1 関係機関へのチラシ・リーフレットの窓口配置依頼

労働局、労働基準監督署、ハローワーク、地方裁判所、県関係機関、市町村及び関係団体に対し個別あっせん制度の概要を記載したチラシ及び労働委員会の業務内容を記載したリーフレットの窓口配置を依頼した。

依頼先：232箇所（うち訪問による依頼先 9箇所）

〔訪問先〕

熊本労働局雇用環境・均等室、熊本労働基準監督署、ハローワーク熊本、熊本簡易裁判所、熊本弁護士会、熊本県社会保険労務士会、法テラス熊本、熊本県しごと相談・支援センター、熊本市経済政策課しごとづくり推進室

～個別労働関係紛争処理制度（チラシ）～



2 市町村及び関係団体への広報依頼

市町村広報誌や団体機関誌等へのあっせん制度紹介記事掲載を依頼した。また、市町村ホームページから労委ホームページへのリンクを依頼した。

3 委員による相談会の実施

個別労働関係紛争処理制度の認知度を高めるとともに、本制度の一層の利用拡大を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、労働委員

会委員による相談会を次のとおり実施した。

日 時：令和4年(2022年)10月26日(水)、
10月31日(月)
午後1時30分～午後4時30分

場 所：熊本県庁
件 数：3件



4 ホームページ・SNSによる情報発信

熊本県ホームページ及び熊本県労働委員会事務局公式Twitterにより、個別あっせん制度や委員による相談会等について情報発信を行った。

5 新聞・ラジオ等による周知広報

次のとおり「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に、新聞・ラジオ等による個別労働関係紛争処理制度、委員による相談会等について周知を行った。

- (1) 新聞
 - ① 熊本日日新聞 (令和4年10月18日)
 - ② リビング熊本 (令和4年10月29日号)
- (2) ラジオ
 - ① 令和4年 (2022年) 10月20日(火) RKK 「ラジてん」
 - ② 令和4年 (2022年) 10月31日(月) RKK 「ふれあいくまもと」
 - ③ 令和4年 (2022年) 10月31日(月) FMK 「県庁ダイアリー」

資 料

1 年別不当労働行為事件取扱件数（昭和21年～）

内容 年	係属状況			終結状況										合計	次年繰越	
	前年より繰越	新規申立	合計	移送	取下・和解				命令・決定							
					取下	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計			
S21		2	2							裁定1			1	2	2	
22		2	2							解決1			1	2	2	
23		8	8		1			1		解決3			3	6	7	1
24	1	4	5		1			1		決定1		2	1	4	5	
25		4	4		3			3				1		1	4	
26		3	3			1		1				1	1	2	3	
27																
28		4	4				1	1	1					1	2	2
29	2	8	10		3	1	3	7							7	3
30	3	9	12		3	4	3	10							10	2
31	2	4	6		2	1	2	5							5	1
32	1	9	10			3	6	9							9	1
33	1	11	12		3		9	12							12	
34		6	6				2	2	1					1	3	3
35	3	11	14		2	7	5	14							14	
36		16	16			5	2	7							7	9
37	9	17	26		2	7	4	13		1	3	1	5	18	8	
38	8	12	20		6	1	3	10	2				2	12	8	
39	8	12	20		4	1	1	6	3	2	2		7	13	7	
40	7	20	27		1	4	5	10		1			1	11	16	
41	16	18	34		3	1	4	8		3			3	11	23	
42	23	12	35			2	20	22			1		1	23	12	
43	12	8	20			1	4	5		1			1	6	14	
44	14	11	25			1	12	13						13	12	
45	12	14	26		1		5	6				1	1	7	19	
46	19	11	30			2	6	8		3	1		4	12	18	
47	18	4	22				4	4	1	1	1		3	7	15	
48	15	5	20				6	6		2			2	8	12	
49	12	17	29		1	7	8	16						16	13	
50	13	8	21			1	10	11						11	10	
51	10	14	24		4		3	7						7	17	
52	17	6	23		1		11	12						12	11	
53	11	10	21		2		4	6		2			2	8	13	
54	13	6	19		1	4	5	10						10	9	
55	9	11	20		1	1	8	10		1			1	11	9	
56	9	16	25				2	2						2	23	
57	23	9	32		3	3	5	11	1				1	12	20	
58	20	1	21			4	6	10			1		1	11	10	
59	10		10				2	2		1			1	3	7	
60	7	6	13			1	1	2						2	11	
61	11	3	14		2		2	4		4			4	8	6	
62	6	2	8			1	4	5						5	3	
63	3	1	4				1	1			1		1	2	2	
H1	2	2	4		1		1	2		1			1	3	1	
2	1	1	2												2	
3	2	4	6		2		1	3						3	3	
4	3	1	4		1		3	4						4		
5																
6		4	4		1			1						1	3	

内容 年	係属状況			終結状況										合計	次年繰越	
	前年より繰越	新規申立	合計	移送	取下・和解				命令・決定							
					取下	無関与和解	関与和解	小計	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計			
7	3		3				3	3							3	
8																
9																
10		2	2													2
11	2	3	5				2	2							2	3
12	3	3	6				3	3							3	3
13	3	1	4				2	2	1				1		3	1
14	1	1	2				1	1							1	1
15	1	1	2				2	2							2	
16																
17		2	2													2
18	2		2			2		2							2	
19		1	1				1	1							1	
20		2	2													2
21	2		2			1		1							1	1
22	1	2	3				1	1							1	2
23	2	1	3			1	1	2		1			1		3	
24		1	1													1
25	1	1	2				1	1							1	1
26	1		1							1			1		1	
27		2	2			1		1							1	1
28	1		1						1				1		1	
29		1	1													1
30	1	1	2				2	2							2	
R1		2	2				1	1							1	1
2	1		1				1	1							1	
3		1	1													1
4	1		1													1
合計	382	395	777			60	64	205	329	17	25	14	9	65	394	383
年平均	6.1	5.6	10.1	0.0		1.0	1.0	3.2	4.3	0.3	0.4	0.2	0.1	0.9	5.2	5.0
構成比	49.2	50.8	100	0.0		7.7	8.2	26.4	42.3	2.2	3.2	1.8	1.2	49.3	50.7	49.3

2 年別調整事件取扱件数

年	区分	取扱総件数			あっせん									件数			
		繰越	新規	計	件数			取扱結果						繰越	新規	計	
					繰越	新規	計	規65Ⅱ	取下	解決	打切	繰越					
S21			2	2		2	2		1				1				
22		1	19	20	1	4	5		1	4					15	15	
23		7	20	27		11	11		2	7	1	1	7	8	15	15	
24		2	5	7	1	5	6		4	1	1		1		1	1	
25			14	14		11	11		2	8	1				3	3	
26			7	7		6	6		2	4					1	1	
27			12	12		12	12			12							
28			9	9		9	9			8		1					
29		1	15	16	1	15	16		3	8	2	3					
30		3	9	12	3	9	12		1	10	1						
31			25	25		24	24	1	6	14	2	1			1	1	
32		1	46	47	1	46	47		10	30	5	2					
33		2	27	29	2	27	29		9	17	2	1					
34		1	42	43	1	42	43		4	24	14	1					
35		1	23	24	1	23	24		6	13	4	1					
36		1	24	25	1	21	22		1	16	3	2			1	1	
37		2	25	27	2	25	27		1	21	4	1					
38		1	38	39	1	37	38		5	16	15	2			1	1	
39		2	52	54	2	50	52		5	41	6				1	1	
40			74	74		69	69		19	17	30	3			5	5	
41		3	46	49	3	38	41		2	18	13	8			8	8	
42		10	46	56	8	46	54		12	22	20		2				2
43			45	45		45	45	1	4	19	20	1					
44		1	59	60	1	59	60		4	39	15	2					
45		2	43	45	2	43	45		3	25	15	2					
46		2	56	58	2	56	58		6	26	24	2					
47		2	55	57	2	55	57		12	24	16	5					
48		5	45	50	5	45	50		2	24	23	1					
49		1	54	55	1	54	55		4	25	24	2					
50		2	91	93	2	91	93		6	43	43	1					
51		1	45	46	1	45	46		5	20	14	7					
52		7	98	105	7	98	105		5	87	12	1					
53		1	38	39	1	38	39		2	27	8	2					
54		2	21	23	2	21	23		1	13	8	1					
55		1	56	57	1	56	57		3	46	6	2					
56		2	25	27	2	25	27		4	15	4	4					
57		4	27	31	4	27	31		4	10	15	2					
58		2	13	15	2	13	15		2	12	1						
59			8	8		8	8		2	6							
60			14	14		14	14		1	6	6	1					
61		1	17	18	1	17	18		4	10	4						
62			17	17		17	17		3	10	1	3					
63		3	6	9	3	6	9		2	7							
H1			7	7		7	7		4	1	2						
2			10	10		10	10		3	4	3						
3			13	13		13	13		3	7	3						
4			2	2		2	2			2							
5			7	7		7	7		1	1	1	4					
6		4	4	8	4	4	8		2	5	1						

区分 年	取扱総件数			あっせん									件 数		
	繰 越	新 規	計	件 数			取扱結果					件 数			
				繰 越	新 規	計	規 65 Ⅱ	取 下	解 決	打 切	繰 越	繰 越	新 規	計	
7		3	3		3	3			2	1					
8		4	4		4	4						4			
9	4	7	11	4	7	11		1	6			4			
10	4	7	11	4	7	11		1	6	1		3			
11	3	8	11	3	8	11		3	5	3					
12		2	2		2	2		1				1			
13	1	4	5	1	4	5			3	2					
14		5	5		5	5			3	1	1				
15	1	3	4	1	3	4			1	2	1				
16	1	4	5	1	4	5			2	3					
17		5	5		5	5		1	1	2	1				
18	1	3	4	1	3	4			4						
19		4	4		4	4			3			1			
20	1	6	7	1	6	7			4	3					
21		10	10		10	10			4	3	3				
22	3	8	11	3	8	11			5	5	1				
23	1	1	2	1	1	2		1	1						
24		2	2		2	2			1	1					
25		2	2		2	2			2						
26															
27		3	3		3	3			2			1			
28	1	2	3	1	2	3			1	2					
29		2	2		2	2				2					
30		3	3		3	3			2			1			
R1	1	1	2	1	1	2			1			1			
2	1	1	2	1	1	2		1				1			
3	1		1	1		1			1						
4															
計	105	1,556	1,661	95	1,508	1,603	2	197	885	424	95	10	44	54	

3 年別個別労働関係紛争のあっせん取扱件数

年	区分	件 数			取扱結果						
		繰 越	新 規	計	解 決	打 切	取 下	不開始	計	繰 越	
	H15	-	5	5	5					5	
	16		4	4	2	2				4	
	17		6	6	4	1	1			6	
	18		7	7	6	1				7	
	19		12	12	6	6				12	
	20		12	12	4	4	1			9	3
	21	3	31	34	22	12				34	
	22		18	18	8	9				17	1
	23	1	26	27	15	4	3			22	5
	24	5	22	27	10	15				25	2
	25	2	12	14	5	9				14	
	26		12	12	5	7				12	
	27		14	14	5	9				14	
	28		8	8	4	4				8	
	29		10	10	5	3	1			9	1
	30	1	10	11	4	5	1			10	1
	R1	1	5	6	1	2	1			4	2
	2	2	5	7	3	4				7	
	3		4	4	1	3				4	
	4		9	9		8				8	1
	計	15	232	247	115	108	8			231	16

4 年別労働組合資格審査処理件数

事由 年(年度)	不当労働行為						委員推薦							
	取扱件数	終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数	取扱件数	終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数
S24年度								98	98	98				
25年度	1	1	1					87	87	86	1			
26年度														
27年度	1	1	1					110	110	107	3			
28年度	2	2						78	78					
29年度	7	7						80	80					
S30	5	5	5					79	79	79				
31	2	2	2					83	83	83				
32	5	5	5					93	93	91		2		
33	6	6	6					92	92	79		13		
34	4	3	1		2		1	82	82	68		14		
35	6	6			6			97	97	87		10		
36	5	2			2		3	84	84	73		11		
37	9						9	68						68
38	19	11	2		7	2	8	71	68			68		3
39	17	11	7		2	2	6	83	83	15		68		
40	20	8	1		7		12	13	13	13				
41	31	8	4		4		23	14	14	14				
42	32	21	2		19		11	8	8	6		2		
43	19	6	1		5		13	20	20	19			1	
44	28	18			13	5	10							
45	25	7			7		18	17	17	11		6		
46	27	12	4		8		15	3	3	3				
47	19	7	3		3	1	12	13	13	5		3	5	
48	17	6	2		4		11							
49	27	16			16		11	15	15	14		1		
50	21	9			9		12							
51	26	7			7		19	27	27	24		3		
52	27	12			12		15							
53	26	8	2		4	2	18	20	20	15		5		
54	26	11			11		15							
55	25	12	1		8	3	13	22	22	17		5		
56	30	3			3		27							
57	36	12	1		11		24	23	23	19		4		
58	25	15	1		14		10							
59	10	3	1		2		7	9	9	5		4		
60	13	2			2		11							
61	14	8	4		4		6	5	5	5				
62	7	5			5		2							
63	8	3	1		2		5	5	5	5				
H1	7	6	4		2		1							
2	2						2	7	7	6	1			
3	4	3			3		1							
4	2	2			2			6	6	6				
5														
6	6	2			2		4	6	6	6				
7	4	4			4									
8								7	7	6				1

法人登記							総会決議・調整外						計							
取扱件数						繰越件数	取扱件数						繰越件数	取扱件数						繰越件数
	終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下	
16	16	15	1				8	8	8					122	122	121	1	0	0	0
4	4	4					10	10	10					102	102	101	1	0	0	0
2	2	2					1	1	1					3	3	3	0	0	0	0
6	6	6					5	5	5					122	122	119	3	0	0	0
4	4													84	84	0	0	0	0	0
11	11													98	98	0	0	0	0	0
19	19	18			1									103	103	102	0	0	1	0
10	10	9			1									95	95	94	0	0	1	0
33	33	31			2									131	131	127	0	2	2	0
16	15	14		1		1								114	113	99	0	14	0	1
4	4	3			1									90	89	72	0	16	1	1
7	6	6				1								110	109	93	0	16	0	1
12	12	12												101	98	85	0	13	0	3
1						1								78	0	0	0	0	0	78
2	1				1	1								92	80	2	0	75	3	12
5	5	5												105	99	27	0	70	2	6
4	4	2			2									37	25	16	0	7	2	12
7	6	6				1								52	28	24	0	4	0	24
3	2	1			1	1								43	31	9	0	21	1	12
2	1	1				1								41	27	21	0	5	1	14
5	4	4				1								33	22	4	0	13	5	11
5	4	3			1	1								47	28	14	0	13	1	19
10	10	9			1									40	25	16	0	8	1	15
2	2	1			1									34	22	9	0	6	7	12
5	2	1			1	3								22	8	3	0	4	1	14
4	3	3				1								46	34	17	0	17	0	12
3	1				1	2								24	10	0	0	9	1	14
2	2	2												55	36	26	0	10	0	19
2	1	1				1								29	13	1	0	12	0	16
5	5	4			1									51	33	21	0	9	3	18
1	1	1												27	12	1	0	11	0	15
1	1	1												48	35	19	0	13	3	13
5	3	3				2								35	6	3	0	3	0	29
2	1	1				1								61	36	21	0	15	0	25
1						1								26	15	1	0	14	0	11
3	3	1			2									22	15	7	0	6	2	7
														13	2	0	0	2	0	11
1	1	1												20	14	10	0	4	0	6
1	1	1					1	1	1					9	7	2	0	5	0	2
1	1	1												14	9	7	0	2	0	5
														7	6	4	0	2	0	1
1	1				1									10	8	6	1	0	1	2
							1	1	1					5	4	1	0	3	0	1
2	2	1			1									10	10	7	0	2	1	0
1	1	1												1	1	1	0	0	0	0
														12	8	6	0	2	0	4
														4	4	0	0	4	0	0
														7	7	6	0	0	1	0

事由 年(年度)	不当労働行為						委員推薦							
	取扱件数	終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数	取扱件数	終結件数	適合	不適合	打切	取下	繰越件数
9														
10	3						3	9	6	6				3
11	6	3			3		3	4	4	4				
12	7	4			4		3	6	6	6				
13	5	4	1		3		1							
14	2	1			1		1	8	8	8				
15	2	2			2			2	2	2				
16								7	7	6	1			
17	1						1							
18	1	1			1			7	7	7				
19	1	1				1		3	3	2			1	
20	2						2	6	6	6				
21	2	2	1			1								
22	1	1	1					6	6	5			1	
23	2	2				2								
24	1						1	2	2	2				
25	2	2	1			1								
26								2	2	1			1	
27	2	1				1	1							
28	1	1	1					1	1	1				
29	1						1							
30	2	2				2		1	1	1				
R1	2	1				1	1							
2	1	1				1		1	1	1				
3	1						1							
4	1						1	1	1	1				
計	702	327	67	0	226	25	375	1,591	1,517	1,124	6	219	10	74

法人登記							総会決議・調整外						計								
取扱件数						繰越件数	取扱件数						繰越件数	取扱件数						繰越件数	
	終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下			終結件数	適合	不適合	打切	取下		
														0	0	0	0	0	0	0	0
														12	6	6	0	0	0	0	6
														10	7	4	0	3	0	0	3
														13	10	6	0	4	0	0	3
														5	4	1	0	3	0	0	1
														10	9	8	0	1	0	0	1
2	2	2												6	6	4	0	2	0	0	0
														7	7	6	1	0	0	0	0
1	1	1												2	1	1	0	0	0	0	1
														8	8	7	0	1	0	0	0
1	1				1									5	5	2	0	0	0	3	0
														8	6	6	0	0	0	0	2
														2	2	1	0	0	1	0	0
														7	7	6	0	0	1	0	0
														2	2	0	0	0	2	0	0
														3	2	2	0	0	0	0	1
														2	2	1	0	0	1	0	0
														2	2	1	0	0	1	0	0
1	1	1												3	2	1	0	0	1	1	1
														2	2	2	0	0	0	0	0
														1	0	0	0	0	0	0	1
														3	3	1	0	0	2	0	0
														2	1	0	0	0	1	1	1
														2	2	1	0	0	1	0	0
1	1	1												2	1	1	0	0	0	0	1
1	1	1												3	2	2					1
238	218	181	1	1	20	20	26	26	26	0	0	0	0	2,557	2,088	1,398	7	446	55	469	

令和5年(2023年)3月発行

熊本県労働委員会年報

令和4年版(2022年版)

編集兼 熊本県労働委員会事務局
発行者 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話 : 096(333)2752・2753

e-mail : rodoi@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/150/>



がんばるけん！

くまもとけん！



©2010 熊本県くまモン

発行者	: 熊本県
所属	: 労働委員会事務局
発行年度	: 令和4年度 (2022年度)